



ごみを減らして 「ずっと暮らしたい都城」

ごみの排出量が増加すると、処理経費の高騰だけでなく、地球温暖化など私たちの生活環境にも影響を及ぼします。次世代により良い環境を引き継いでいくためにも、この機会に、日頃の生活を見直してみませんか。

◎問い合わせ 環境業務課 ☎24-5560

4R運動とは

- Refuse (リフューズ) | ごみになるものは断る
- Reduce (リデュース) | ごみを減らす
- Reuse (リユース) | 繰り返し使う
- Recycle (リサイクル) | 再生利用する

より良い環境のために次のことに取り組みましょう。

- ・ペットボトルや空き缶類、びん類、白色トレイなど資源ごみの分別を徹底し、ごみ出しの際は洗って資源ごみに出す
- ・名刺より大きな紙類は、リサイクルするよう心掛け、新聞や雑誌類として資源ごみに出す
- ・剪定ごみは、乾燥させて持ち出す
- ・生ごみは、水をよく切って捨てる

私たち一人一人にできること

市では、使い捨て型から循環型社会に変える4R運動を基本に、ごみの減量化と再資源化を推進しています。

食品ロスを減らしましょう

まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」。約半分は一般家庭から出ています。食品ロスを減らすため、次のことを実践しましょう。

- ・食材など必要な分だけを購入し、最後まで使い切る
- ・毎月30日、10日は家庭の冷蔵庫内を点検する「3010運動」を行う
- ・食材の「消費期限」や「賞味期限」を確認し、期限の迫っている食材から使う



使用済み小型家電はリサイクルしましょう

市では、使用済み小型家電リサイクル回収ボックスを本庁や各総合支所、各地区公民館、商業施設など28カ所に設置しています。

使用済み小型家電は、大切な資源です。小型家電に含まれるレアメタルや貴金属を有効活用するため、回収に協力ください。対象の品目など詳しくは、市ホームページを確認ください。



◎事業者の皆さまへ

事業活動に伴うごみは適正に処理していますか？

事業規模や、法人または個人経営、営利または非営利などを問わず、事業の営みにより発生する事業系ごみ(店舗兼住宅の店舗部分から出るごみを含む)は、事業者の責任で適正に処理することが義務付けられています。

※事業系ごみを市の指定したごみ置き場(ステーション)に出すことはできません

―仕分けの仕方は？―

事業系ごみは事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、各収集運搬許可業者に収集を委託してください。

一般廃棄物は、処理施設に直接搬入することもできます。

なお、紙類などの資源物は、積極的に民間の資源回収業者に引き取りを依頼しましょう。

※事業系ごみの処理方法は、市ホームページを確認ください



各地区公民館などを巡回して受け付けます

敬老バス券の 交付・更新手続き

宮崎交通や高崎観光バス、鹿児島交通、本村交通の路線バスで、乗車1回につき100円で利用できる敬老特別乗車券(敬老バス券)の交付・更新手続きを、各地区公民館を巡回して受け付けます。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-3102

日程	場所
●受付時間 9時30分～12時	
●受付日程	
4/21(月)	横市地区公民館
4/22(火)	祝吉地区公民館
4/23(水)	小松原地区公民館
4/24(木)	妻ヶ丘地区公民館
4/25(金)	五十市地区公民館
4/28(月)	長寿館

※福祉課や各総合支所地域生活課、各地区市民センターでは、4月から受け付けを開始しています

- 対象 70歳以上または、65歳以上の運転免許を所持していない市民
- 交付手数料 千円
- 手続きに必要なもの



【新規】(代理申請不可)

- ・6カ月以内に撮影した写真(横2・5センチ縦3センチで、脱帽し、顔が鮮明に写っているもの)
- ・マイナンバーカードや運転免許証、保険証など、本人確認書類

【更新】

- ・所持している敬老バス券
- ・写真が古い場合は、新しい写真



合併処理浄化槽で

快適な生活と美しい 環境を守りましょう

炊事や洗濯、風呂など普段の生活で発生する生活排水。適切に処理されないまま河川などへ流れると、河川の水質が悪化する要因となります。

合併処理浄化槽は、家庭から出る生活排水を浄化し、環境負荷の軽減を図ることができます。市では、設置推進員による普及啓発活動を行うとともに、単独処理浄化槽やくみ取り槽を合併処理浄化槽に転換する際の費用を補助しています。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

補助の概要

- 対象 5～10人槽の合併処理浄化槽を設置する、公共下水道や農業集落排水処理区域外にある個人住宅、または延べ床面積の2分の1以上が住居に使用される店舗併用住宅

- ※新築住宅(建て売り住宅・注文住宅)や別荘、共同住宅、寄宿舎および賃貸住宅は対象外

- 補助内容・金額
- ①転換補助 くみ取り槽や単独処理

浄化槽から転換する場合	
5人槽	33万2千円
7人槽	41万4千円
10人槽	54万8千円

- ②既設槽の撤去費補助
- ・単独処理浄化槽 上限12万円
- ・くみ取り槽 上限9万円
- ③宅内配管工事費補助 上限20万円
- ※要件など詳しくは、市ホームページを確認ください



合併処理浄化槽
設置推進員
松岡 洋一



市民の皆さまのお宅を訪問して、補助内容の説明や普及啓発を行っています。環境負荷を最小限に抑えるためにも、この機会にぜひ設置を検討ください。